

2022 年度  
河合町人権教育推進協議会  
《 総会議案 》



と き 2022 年 7 月 4 日 (月) 14 時 ~

と ころ 河合町中央公民館 1 階 集会室

河合町人権教育推進協議会

## 2022 年度 河合町人権教育推進協議会 総会議案

1. 開 会

2. 会 長 挨 拶

3. 来 賓 挨 拶

4. 議 長 選 出

5. 議 事

第 1 号議案 2021 年度 事業報告について

第 2 号議案 2021 年度 会計決算及び会計監査報告について

第 3 号議案 2022 年度・2023 年度 役員(案)について

第 4 号議案 2022 年度 活動方針及び事業計画(案)について

第 5 号議案 2022 年度 会計予算(案)について

6. 閉 会

## 2021年度 事業報告

### はじめに

河合町人権教育推進協議会は、1979年の結成以来、本協議会規約第2条にある「基本的人権の確立をめざし、部落問題をはじめとしたあらゆる人権問題の解決をめざし、真の人権文化を創造することを目的とする。」を理念とし、様々な問題に取り組んできました。これまで私たちはそれぞれの地域における身近な問題への取組に始まり、少しずつその活動を広めながらその歩みを進めてきました。

しかし、依然として社会には許しがたい人権問題が山積しています。同和地区に関する役所への問い合わせや、戸籍・住民票等個人情報不正取得、また匿名性を利用したネット上への悪質な書き込みなど、今なお部落差別は脈々と生きています。また、核家族化によってより見えにくくなった児童虐待やDV(家庭内暴力)、一層深刻化する高齢者虐待、在日外国人に対するヘイトスピーチ、障がい者への差別的言動、LGBTQ(性的少数者)に対する偏見に基づく事件が後を絶ちません。

さらに、コロナ禍で格差社会が進行し、いわゆる弱者や被差別者への迫害・差別が顕著になっています。

また、2月から続くロシアによるウクライナへの侵攻は、どんな理由や言い分を尽くそうとも決して許されるものではありません。“戦争は最大の人権侵害であり、差別である”ということ、身をもって実感する毎日です。さらに、地球規模の気候変動は、私たちが便利さと引き替えに生み出したものであり、天候不順による食糧危機や日本でも多発する自然災害は、まさに“人災”と言わざるを得ません。忘れてはならないのは、その中で貧困に苦しむ国々や人々が、最も犠牲を強いられているということです。

残念ながら、2020年度、2021年度は新型コロナウイルス感染拡大により書面決議での総会でした。しかし、そのなかにあっても感染対策を講じながらの事業実施や、リモートによるオンライン講演会など、新しい生活様式(いわゆる“ウィズ コロナ”)での活動を継続することで、人権教育推進運動の根を絶やさないと、強い思いを持って取り組みました。

以下、2021年度の事業について報告します。

◇主催事業の経過

(1) 河合町人権教育推進協議会総会〔書面決議〕

(総会後のDVD視聴による人権学習も中止)

(2) 現地人権学習会

※新型コロナウイルス対策のため、他市町村を訪問せず講演会を実施

- ・日 時 2021年10月28日(木)13:30~15:00
- ・場 所 河合町中央公民館 集会室
- ・参加者 42名
- ・講 演 テーマ「部落差別解消運動の歩みと私たちの課題」  
講 師 奈良芸術短期大学特任講師 奥本 武裕さん

(3) 人権学習講座(全4回)

第1回 ※新型コロナウイルス対策のため中止

- ・日 時 2021年9月24日(金)14:00~16:00
- ・場 所 河合町中央公民館 集会室
- ・講 演 テーマ フィールドワークに関わる事前学習  
講 師 (公財)世界人権問題研究センター登録研究員 吉田 栄治郎さん

第2回

- ・日 時 2021年10月22日(金)13:00~16:30
- ・場 所 広陵町箸尾(箸尾城跡、大福寺、箸尾教行寺 他)
- ・参加者 26名
- ・ガイド テーマ「箸尾教行寺寺内町を歩く  
ー佐味田教行寺と箸尾教行寺ー」  
講 師 (公財)世界人権問題研究センター登録研究員 吉田 栄治郎さん

第3回

- ・日 時 2021年11月26日(金)14:00~16:00
- ・場 所 河合町中央公民館 集会室
- ・参加者 27名
- ・講 演 テーマ「ギザギザハートの問題ガール~世帯主は女子高生~」  
講 師 NPO青少年の自立を支える奈良の会 中山 眞由美さん

第4回

- ・日 時 2021年12月17日(金)14:00~16:00
- ・場 所 河合町中央公民館 視聴覚室
- ・参加者 20名
- ・講 演 テーマ「コロナ禍における外国人労働者の現状と人権課題」  
講 師 すべての外国人労働者とその家族の人権を守る  
関西ネットワーク(RINK)事務局長 早崎 直美さん

◇各種研修会・研究会及び共催事業の経過

年月日	事業名	会場	参加者
5月20日	奈良県人権教育推進協議会(以下奈人推協) 第59回総会	書面決議	-
5月28日	北葛城郡人権教育推進連絡協議会(郡人推連協) 第38回総会	書面決議	-
6月15日	郡人推連協 第1回講師団講師研修会	広陵町 クリーンセンター	5
6月15日 ~20日	先住民族アイヌのいまを考える会 巡回展「先住民族アイヌは、いま」	河合町 中央公民館	84 (191)
6月20日	アイヌ民族文化財団 文化体験「アイヌ民族文化を体験しよう」	河合町 中央公民館	24
7月8日	奈人推協 第36回部落問題講座	斑鳩町 いかるがホール	2
7月10日	河合町人権・同和問題啓発活動推進本部 差別をなくす町民集会	中止	-
7月27日	全国人権教育研究協議会(以下全人教) 教育課題別研究会	京田辺市 中央公民館	2
11月5日	奈人推協 第21回ブロック別研修会	香芝市 中央公民館	3
11月11日 ~23日	市町村人権・同和問題啓発活動推進本部連絡協議会 第27回なら・ヒューマンフェスティバル[パネル展]	県内各地	-
11月13日 ~14日	全人教 第72回全国人権・同和教育研究大会[新潟大会]	資料開催	2
11月19日	奈人推協 第46回夏期研修会(8月27日から延期)	大和郡山市 やまと郡山城ホール	2
11月20日	奈人推協 第53回研究大会	資料開催	15
12月10日	奈人推協 第55回人権問題講演会	葛城市 マルベリーホール	3
12月24日	奈人推協 第42回平和・解放教育講演会(8月6日から延期)	奈良市 なら100年会館	2
2022年 1月12日	奈人推協 新年のつどい	書面決議	-
1月21日	郡人推連協 第30回「人権と部落問題」郡民研究集会	中止	-
2月17日	郡人推連協 第2回講師団講師研修会	資料開催	5
	【奈人推協】理事会4回 事務局長会(理事会と合同)6回 【郡人推連協】理事会2回 会長・事務局合同会議7回 事務局会議4回		

## 2021年度 会計決算

(収入の部)

(単位:円)

項 目	当 初 予 算 額	収 入 額	増 減 額	備 考
町補助金	740,000	740,000	0	町補助金
雑収入	0	0	0	
計	740,000	740,000 (A)	0	

(支出の部)

(単位:円)

項 目	当初予算額 (1)	流 用 額 (2)	予算現額 (1)+(2)=(3)	支 出 額 (4)	執行残額 (3)-(4)	備 考
事務局費	11,000	24,200	35,200	35,200	0	切手代
会議費	2,000	4,000	6,000	6,000	0	会場使用料
図書費	27,000	0	27,000	26,512	488	研究図書費
事業費	484,000	▲20,000	464,000	331,150	132,850	各種 研修会費等
行動費	8,000	▲2,800	5,200	5,200	0	出張旅費
負担金	188,000	40	188,040	121,040	67,000	県・郡 負担金
予備費	20,000	▲5,440	14,560	0	14,560	
計	740,000		740,000	525,102 (B)	214,898 (C)	

【収入額】

【支出額】

【執行残額】

740,000円(A) - 525,102円(B) = 214,898円(C)


※ 執行残額については町に返金


## 監査報告

2021年度河合町人権教育推進協議会の会計監査をしたところ、決算書のとおり帳簿、証票ともに適正に処理されており、妥当であることを認めます。

2022年6月1日

河合町人権教育推進協議会

監査 松井義明 

監査 岡田年弘 

## 2022年度 活動方針(案)

### はじめに

河合町人権教育推進協議会は、すべての町民が人権問題について正しい理解と認識を深め、部落問題をはじめとするあらゆる差別の撤廃と、だれもが安心して暮らすことのできる社会の実現をめざしています。そして、奈人推協や北葛城郡人推連協、その他多くの機関・団体と連携しながら、人権教育の推進を図ってまいりました。

さて、今年は全国水平社創立100周年という大きな節目の年にあたります。水平社宣言の理念は、100年を経てもなお光り輝き、人権尊重のまちづくりを目指す私たちにとっての羅針盤であり、バイブルです。間違いなく水平社運動は日本における人権運動の基底を拓いてきたということ、あらためて確かめ合いたいと思います。

また、今年は「人権教育・啓発に関する基本計画」の決定から20年の節目の年でもあります。この基本計画には「人権教育・啓発の重要性については、これをどんなに強調しても、し過ぎることはない」という力強い文言があります。奈良県では、これを受けて「人権施策に関する基本計画」や「人権教育推進プラン」が示されました。その他、様々な差別解消の施策が進められていますが、人権課題が多様で複雑化している昨今、今後もそれぞれの機関・団体・個人が、人権教育・啓発に主体性を発揮することが求められています。

世界に目を向けると、ロシアによるウクライナへの軍事侵攻をはじめ、専制・独裁政治によって戦争や紛争が起こっている地域や国が数多く存在します。その結果、社会的弱者と言われている子どもや女性、高齢者が真っ先に標的にされ、目を覆いたくなるような惨劇が起こっています。このようなことを許しては、核兵器使用をちらつかせて恫喝したり、軍備拡大をすることが、当然のこととしてまかり通ってしまう世界になってしまいます。

私たちにとって、決して他人事では済まされない時代がすでに到来しています。物価の急激な値上がりによって、私たちの生活が圧迫されていますが、これ一つとっても無関心ではいけないという証です。今こそ真剣に、子どもたちにどんな社会を残していけるのかを考えていく時なのではないでしょうか。

また、新型コロナウイルスは日本国内においても依然として猛威をふるい、私たちの生活が翻弄されています。そして、感染者や感染地に対する不当な差別・忌避・排斥は、まだまだ人権意識が脆弱であることを露呈しています。私たちがこれまで取り組んできた人権教育・啓発のありようについて、真摯な姿勢での振り返りが必要です。日ごろの活動の真価が今ほど問われている時はないとの認識で、現状を冷静に見極め「今できること」を一つずつ積み上げていきましょう。

以下、国及び地方自治体の施策や、SDGs※の理念、奈人推協及び北葛城郡人推連協の提示する活動方針を踏まえ、2022年度の活動方針を提案します。



差別の現実に深く学び、部落問題をはじめ、あらゆる人権問題の解決をめざして、暮らしをみつめ、豊かな未来を切り拓く取組を進めよう。

### 1. あらゆる人権をめぐる現状と課題を正しく認識し、取組を進めよう

インターネットやスマホなどに象徴される高度情報社会の発展によって、いつでも・どこでも多様な情報を瞬時に得ることができ、また、相互に情報発信や意見表明ができるようになりました。特に、1990年代以降に生まれた若い世代にとっては、日常の一コマとして当たり前のように生活の中にあります。しかし、私たちの暮らしは便利になった一方で部落差別解消推進法第一条で「情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ」と述べているように、インターネット上には部落差別を煽る情報のほか、在日韓国・朝鮮人へのヘイトスピーチや、社会的少数者及び弱者への攻撃があふれています。

ネット被害は子どもにとっても無縁ではありません。子どもたちは様々な情報を簡単に入手できる時代を生きていますが、その反面、匿名性を悪用した書き込みによるいじめや性犯罪が多数報告されています。その結果、自ら「いのち」を絶ってしまう事件や犯罪に巻き込まれる事案も数多く報告されています。私たちは、こうした行為を見逃さない感性や、人権尊重の視点で正しい情報を読み取り、的確に判断し考える能力（メディア・リテラシー）を身につける必要があります。

また、コロナ禍において社会的・経済的不安感が増大することで、家庭内暴力の発生件数が増加しています。景気の見通しが良くない今の状況が続けば、今後ますます子どもや高齢者などの社会的弱者が怒りのはけ口にされてしまいます。このような時にこそ、誰もが安心して安全に暮らせる社会とは何かを真剣に考えねばなりません。

外国人を取り巻く状況では、外国人技能実習制度のシステムを悪用して劣悪な環境で働かせたり、不当な中間搾取をしたりすることが横行しています。さらにコロナ禍が追いつちをかけ、不当な解雇をはじめとする許しがたい事案が後を絶ちません。思い描いていた日本に対するイメージを著しく低下させ、外国人の期待を裏切るこの状況は、日本人として恥ずべき姿です。官民一体となった早急な対応が求められます。

以上のような問題の背景には、社会に存在している差別構造や経済格差・世代間格差と、そこからくる孤立無縁化、また、自己中心主義と他者への不寛容で排他的な雰囲気が深く関わっています。このような状況だからこそ、私たちは自分の果たすべき役割を自覚し、寛容の精神と勇気を持って具体的な行動を起こすことが求められています。人間関係が希薄になりがちな社会について、問題意識を共有し「人と人」「人と地域」がつながり支え合う、人権尊重を基盤とした地域社会づくりを共に進めていきましょう。

## 2. 人と人が豊かにつながる地域づくりをめざして取り組もう

世界人権宣言の精神による1994年の「人権教育のための国連10年」の決議以降、人権という普遍的文化を地域や社会に確立しようとする取組はより一層推進されてきました。近年、国内において制定・策定された法律や条例には、主に以下のようなものがあります。

### 2016年

- 「部落差別の解消の推進に関する法律」(部落差別解消推進法)
- 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(障害者差別解消法)
- 「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」(ヘイトスピーチ解消法)
- 「奈良県障害のある人もない人もともに暮らしやすい社会づくり条例」
- 「奈良県犯罪被害者等支援条例」

### 2017年

- 「奈良県手話言語条例」
- 「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保に関する法律」(教育機会確保法)

### 2019年

- 「奈良県部落差別の解消の推進に関する条例」
- 「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」

### 2020年

- 「労働施策総合推進法」(パワハラ防止法)

これらの法律・条例が示すとおり、21世紀はこれまで培われてきた人権の取組を、さらに次の段階へと発展させる時代であると言えるでしょう。

その実現のためにも、一人ひとりの人権が尊重され、人と人とのつながりが大切にされる社会づくりが何より求められています。だからこそ、あらゆる場面で人権尊重の立場に立ち、さまざまな人権問題に気づく感性を磨くことが大切です。

今秋11月には、全国人権・同和教育研究大会が2008年以来14年ぶりに奈良の地で開催されます。他にも関係機関が主催する研修会や交流の場が多数あります。積極的に参加し、そして学び得たことを次は発信することで、自らの人権意識をより強固なものへと深化させましょう。

そして一步一步確実に、共に歩みを進めましょう。

※ SDGs : サステナブル・デバロップメント・ゴールズの略。

日本語訳: 持続可能な開発目標。

2015年9月の国連サミットで加盟国の全会一致により採択された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標のこと。

17のゴール及び169のターゲットから構成され「地球上の誰一人取り残さない」ことを誓っている。

## 2022 年度 事業計画(案)

### ◇ 主催事業

年月日	事業名	会場
6月22日	理事会	河合町中央公民館
7月4日	総会	河合町中央公民館
7月4日	総会后、DVD視聴による研修	河合町中央公民館
9月~12月	人権学習講座(4回)	河合町中央公民館
10月	現地人権学習会	未定

### ◇ 各種研修会・研究会への参加及び共催事業

年月日	事業名	会場
5月19日	奈人推協 第60回総会	葛城市 マルベリーホール
5月23日	郡人推連協 第39回総会	河合町 中央公民館
6月14日	郡人推連協 第1回講師団講師研修会	御所市 水平社博物館
7月7日	奈人推協 第37回部落問題講座	大淀町 あらかしホール
7月9日	河合町人権・同和問題啓発活動推進本部 差別をなくす町民集会	河合町 まほろばホール
8月6日	奈人推協 第43回平和・解放教育講演会	葛城市 マルベリーホール
8月26日	奈人推協 第47回夏期研修会	未定
10月22日	市町村人権・同和問題啓発活動推進本部連絡協議会 第28回なら・ヒューマンフェスティバル	五條市
11月	奈人推協 第22回ブロック別研修会(西部ブロック)	生駒市
11月26日 ~27日	全人教 第73回全国人権・同和教育研究大会[奈良大会]	奈良市 なら100年会館 他
12月10日	奈人推協 第56回人権問題講演会	葛城市 マルベリーホール
2023年 1月12日	奈人推協 新年のつどい	奈良県産業会館
1月20日	郡人推連協 第31回「人権と部落問題」郡民研究集会	河合町 まほろばホール
2月17日	郡人推連協 第2回講師団講師研修会	河合町 中央公民館
	【奈人推協】理事会4回 事務局長会(理事会と合同)6回 【郡人推連協】理事会2回 会長・事務局合同会議7回 事務局会議4回	

## 2022年度 会計予算(案)

(収入の部)

(単位:円)

項 目	2 0 2 1 年 度 予 算 額	2 0 2 2 年 度 予 算 額	備 考
補 助 金	740,000	1,518,000	町補助金
雑 収 入	0	0	
計	740,000	1,518,000	

(支出の部)

(単位:円)

項 目	2 0 2 1 年 度 予 算 額	2 0 2 2 年 度 予 算 額	備 考
事 務 局 費	11,000	30,000	切手代等
会 議 費	2,000	6,000	会場使用料
図 書 費	27,000	27,000	研究図書費
事 業 費	484,000	1,174,000	各種研修会費等
行 動 費	8,000	8,000	出張旅費
負 担 金	188,000	253,000	奈人推協負担金 郡人推連協分担金 全人教大会負担金
予 備 費	20,000	20,000	
計	740,000	1,518,000	

## 加盟機関・団体(69機関・団体)

(敬称略)(順不同)

河合町	消防団	かがやきの森こども園
河合町議会	選挙管理委員会	かがやきの森こども園PTA
池部自治会	行政相談員	文化協会
穴闇大字	民生児童委員協議会	婦人会
長楽自治会	保護司	子ども会連合会
城古大字	更生保護女性会	人権教育研究会
市場自治会	母子寡婦福祉会	人権擁護委員
西穴闇大字	老人クラブ連合会	人権・同和問題 啓発活動推進本部
大字城内	身体障害者協会	NPOなら人権情報センター 河合支局
大輪田自治会	手をつなぐ育成会	スポーツ協会
薬井大字	遺族会	医師会
山坊自治会	商工会	歯科医師会
佐味田自治会	教育委員会	農業委員会
泉台自治会	社会教育委員	緑化推進委員会
星和台自治会	P T A 連合会	食品衛生協会
星和台公団自治会	第一小学校	食生活推進研究会
広瀬台自治会	第一小学校 P T A	青少年健全育成連絡会
中山台自治会	第二小学校	郷土を学ぶ会
高塚台自治会	第二小学校 P T A	観光ボランティアガイドの会
高塚台二丁目自治会	第一中学校	ボランティア連絡協議会
久美ヶ丘自治会	第一中学校 P T A	要保護児童対策地域協議会
緑ヶ丘自治会	第二中学校	交通安全対策協議会
彩りの杜自治会	第二中学校 P T A	地域安全推進委員会

## 河合町人権教育推進協議会 規約

(名称)

第1条 本会は、河合町人権教育推進協議会と称する。

(目的)

第2条 本会は、基本的人権と民主主義の確立をめざし、部落問題を中心としたあらゆる人権問題を解決に導き、真の人権文化を創造することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 人権教育に関する研修会、講演会、講習会の開催。
- (2) 人権教育の各種学習資料の収集と作成。
- (3) 人権教育の各種調査研究。
- (4) 関係諸団体との連絡提携。
- (5) その他必要と認める事項。

(組織)

第4条 本会は、河合町内において本会の趣旨に賛同する機関及び、団体をもって組織する。

(機関)

第5条 本会に次の機関を置く。

- (1) 総会
- (2) 理事会

(総会)

第6条 総会は、加盟団体から選出された代表者で年1回開き次のことを行う。

- (1) 会務の報告と承認。
- (2) 活動計画の審議決定。
- (3) 決算の承認および、予算、事業計画の審議決定。
- (4) 役員承認。
- (5) 規約の決定及び変更。
- (6) その他必要事項。

(理事会)

第7条 理事会は別表の加盟団体から選出された理事をもって構成する。

2 理事会は総会に次ぐ議決機関で、必要に応じて開催し、次の事を審議する。

- (1) 本会の運営についての審議。
- (2) 総会に提出する議案の審議。
- (3) 活動計画の推進並びに実践の交流。
- (4) 役員選出。
- (5) その他、必要事項。

(役員)

第8条 本会に次の役員をおく。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 会計 1名
- (4) 監査 2名

(役員の仕事)

第9条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、会務を統括し、あわせて会議の議長となる
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは会務を代行する。
- (3) 会計は、本会の会計を処理する。
- (4) 監査は、会計を監査する。

(役員の仕事)

第10条 役員の仕事は、2年とする。ただし、再任を妨げない。なお、役員に異動が生じた時、後任者は前任者の残任期間とする。

(顧問及び参加)

第11条 本会に、顧問・参加を置くことができる。

- 2 顧問・参加は、理事会で選出し、総会の承認を得る。
- 3 顧問・参加は、会長の諮問に応じる。

(会議)

第12条 本会の会議は、会長が召集する。会議の議決は、出席者の過半数の同意を得なければならない。しかし、会の性格上、可能な限り、全員一致で議事を進めるように運営するものとする。

(事務局)

第13条 本会の事務局は、河合町教育委員会生涯学習課におく。

- 2 事務局に、事務局長1名、事務局員若干名をおき、会長が委嘱するものとする。
- 3 事務局長、事務局員は、会務および事務を処理する。

(経費)

第14条 本会の予算は、補助金・寄付金をもってあてる。

(会計年度)

第15条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

附則

この規約は、昭和61年5月27日から適用する。

平成14年7月6日一部改正

# 世界人権宣言

採択 1948 年 12 月 10 日

国際連合第 3 回総会

## 前 文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、

人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、

人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権保護することが肝要であるので、

諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、

国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、

加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、

これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもっとも重要であるので、

よって、ここに、国際連合総会は、

社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。



# 部落差別の解消の推進に関する法律

(平成二十八年十二月十六日法律第百九号)

## (目的)

**第一条** この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

## (基本理念)

**第二条** 部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。

## (国及び地方公共団体の責務)

**第三条** 国は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに、

地方公共団体が講ずる部落差別の解消に関する施策を推進するために必要な情報の提供、指導及び助言を行う責務を有する。

**2** 地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

## (相談体制の充実)

**第四条** 国は、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。

**2** 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努めるものとする。

## (教育及び啓発)

**第五条** 国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。

**2** 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする。

## (部落差別の実態に係る調査)

**第六条** 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。

## 附則

この法律は、公布の日から施行する。

**衆議院 法務委員会平成二十八年十一月十六日附帯決議**  
政府は、本法に基づく部落差別の解消に関する施策について、世代間の理解の差や地域社会の実情を広く踏まえたものとなるよう留意するとともに、本法の目的である部落差別の解消の推進による部落差別のない社会の実現に向けて、適正かつ丁寧な運用に努めること。

**参議院 法務委員会平成二十八年十二月八日附帯決議**  
国及び地方公共団体は、本法に基づく部落差別の解消に関する施策を実施するに当たり、地域社会の実情を踏まえつつ、次の事項について格段の配慮をすべきである。

一 部落差別のない社会の実現に向けては、部落差別を解消する必要性に対する国民の理解を深めるよう努めることはもとより、過去の民間運動団体の行き過ぎた言動等、部落差別の解消を阻害していた要因を踏まえ、これに対する対策を講ずることも併せて、総合的に施策を実施すること。

二 教育及び啓発を実施するに当たっては、当該教育及び啓発により新たな差別を生むことがないように留意しつつ、それが真に部落差別の解消に資するものとなるよう、その内容、手法等に配慮すること。

三 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するための部落差別の実態に係る調査を実施するに当たっては、当該調査により新たな差別を生むことがないように留意しつつ、それが真に部落差別の解消に資するものとなるよう、その内容、手法等について慎重に検討すること。

## 宣言

全国に散在する吾が特殊部落民よ團結せよ。

長い間虐められて来た兄弟よ、過去半世紀間に種々なる方法と、多くの人々によつてなされた吾等の為めの運動が、何等の有難い効果を齎らさなかつた事實は、夫等のすべてが吾々によつて、又他の人々によつて毎に人間を胃潰されてゐた罰であつたのだ。そしてこれ等の人間を勸めるかの如き運動は、かえつて多くの兄弟を墮落させた事を想へば、此際吾等の中より人間を尊敬する事によつて自ら解放せんとする者の集團運動を起せるは、寧ろ必然である。

兄弟よ、吾々の祖先は自由、平等の渴仰者であり、實行者であつた。陋劣なる階級政策の犠牲者であり男らしき産業的殉教者であつたのだ。ケモノの皮剥ぐ報酬として、生々しき人間の皮を剥ぎ取られ、ケモノの心臓を裂く代價として、暖い人間の心臓を引裂かれ、そこへ下らない嘲笑の唾まで吐きかけられた呪はれの夜の悪夢のうちにも、なほ誇り得る人間の血は、涸れずにあつた。そうだ、そして吾々は、この血を享けて人間が神にかわらうとする時代にあつたのだ。犠牲者がその烙印を投げ返す時が来たのだ。殉教者が、その荆冠を祝福される時が来たのだ。

吾々がエタである事を誇り得る時が来たのだ。

吾々は、かならず卑屈なる言葉と怯懦なる行為によつて、祖先を辱しめ、人間を胃潰してはならぬ。

そうして人の世の冷たさが、何んなに冷たいか、人間を勸める事が何んであるかをよく知つてゐる吾々は、心から人生の熱と光を願求禮讚するものである。

水平社は、かくして生れた。

人の世に熱あれ、人間に光あれ。

大正十一年三月三日

全國水平社